

酒類製造・販売業免許の期限延長・条件緩和・解除申出書の記載要領

- 1 この申立書は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる申出書として使用してください。
  - (1) 酒類製造免許の期限の延長を受けようとする場合：酒類製造免許の期限延長申出書
  - (2) 酒類販売業免許の期限の延長を受けようとする場合：酒類販売業免許の期限延長申出書
  - (3) 酒類製造免許の条件として付した製造する酒類の範囲の条件の緩和又は解除を受けようとする場合：酒類製造免許の条件緩和・解除申出書
  - (4) 酒類製造免許の条件として付した酒類製造制限数量の緩和又は解除を受けようとする場合：酒類製造免許の条件緩和・解除申出書
  - (5) 酒類販売業免許の条件として付した販売する酒類の範囲若しくは販売方法の条件の緩和又は解除を受けようとする場合：酒類販売業免許の条件緩和・解除申出書
- 2 製造免許申請書次葉3から5並びに販売業免許申請書次葉2、3及び5はこれに限らず、同等のものを添付して差し支えありません。
- 3 「申出販売場の酒類販売管理者（の選任予定）」欄には、小売業免許について申出をする場合に申出販売場の酒類販売管理者として選任している者又は選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
- 4 「製造酒類の品目又は販売業免許の種類」及び「現在付けられている免許の期限又は条件」欄は、酒類製造免許については申出に係る酒類についてのみ記載してください。
- 5 申出の要旨及び理由は簡明に記載してください。
- 6 製造酒類の範囲、製造数量の条件の緩和又は解除を受けようとするときは、「酒類等の製造免許申請書類一覧表」(CC1-5102-2)に定める必要書類を添付し、「酒類製造免許条件緩和・解除申出書チェック表（製造する酒類の範囲）」(CC1-5102-2(7))又は「酒類製造免許条件緩和・解除申出書チェック表（製造制限数量）」(CC1-5102-2(8))により確認してください。
- 7 酒類販売業免許の条件の緩和又は解除を受けようとする場合には、「酒類販売業免許等申請書類一覧表」(CC1-5104-2)に定める必要書類を添付してください。